

新座市一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条第1項・第7条第2項・~~第7条第6項・第7条第7項・第7条の2第1項~~)の規定に基づき、次のとおり許可したことを証明します。

平成30年1月12日

新座市長 並木 傑



住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
氏 名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)	クリーンシステム株式会社 代表取締役 田口 幸隆
事業の範囲	業 の 区 分 収集・運搬業(荷下ろし・積替保管) <del>処 分 業(焼却、破碎・圧縮、埋立)</del>
	取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物(可燃・不燃・粗大) リサイクル資源
許 可 区 域	新座市全域
処 理 施 設 の 所 在 地	—
処理施設の種類及び処理能力	—
運 搬 先 ・ 処 分 先	1 志木地区衛生組合 2 株式会社アイルクリーンテック(寄居町) 3 オリックス資源循環株式会社(寄居町) ※2は、食品廃棄物(リサイクル)に限る。 ※3は、年末年始期間に限る。
許 可 の 有 効 期 間	平成30年2月1日から2年間
許 可 の 条 件	1 業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障が生じないように常に留意し必要な措置を講ずること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同条例施行規則、その他関係法令を遵守すること。
変更等の状況	平成 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日